

令和7年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会 長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和7年12月15日(月)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和7年12月22日(月)
○開会 午後2時00分
○閉会 午後4時00分
(2) 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) 遊漁規則の改正について
(2) コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について

報告事項

- (1) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
(2) カワウの食害による漁業被害対策について

出席委員

会 長	小野寺 秀 也	委 員	眞 壁 一 良
会長代理	高 橋 清 孝	〃	棟 方 有 宗
委 員	菅 原 <small>はじめ</small> 元	〃	佐 藤 十 郎
〃	菅 原 <small>はじめ</small> 元		

欠席委員

委 員	黒 川 優 子	委 員	佐々木 宏
〃	五十嵐 健 志		

執行部出席者

別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 武山総括課長補佐

定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日の委員の出席状況ですが、現在7名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○事務局 武山総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして宮城県水産林政部佐藤副部長から挨拶お願いいたします。

○水産林政部 佐藤副部長

(挨拶)

○事務局 武山総括課長補佐

ありがとうございました。議事に入ります前に本日の議題につきまして事務局より御報告がございます。

○事務局 時田総括技術補佐

開催通知では審議事項として「宮城県漁業調整規則の一部改正について」を予定しておりましたが、調整が必要となったため本日お諮りすることが難しくなりました。そのため、議題から除外させていただきましたので、御了承願います。現在の状況としましては、県内の漁業者をはじめとした関係者との合意形成は整いましたが、関係県や水産庁との協議に時間が必要となっております。調整がつき次第、改めてお諮りいたします。御意見や御質問がございましたら議題終了後のその他の際にお問い合わせいたします。

○事務局 武山総括課長補佐

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配付資料の右上に番号を振っております。資料1として審議事項(1)「遊漁規則の改正について」、資料2として審議事項(2)「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」、資料3として報告事項(1)「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、資料4として報告事項(2)「カワウの食害による漁業被害対策について」、加えて高橋会長代理より提供いただいた「温暖化に伴う東北・北海道サケの行方」と記載された資料、以上5種類の資料となります。不足等ございましたら事務

局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行をお願いいたします。

○小野寺会長

それでは議事に先立ちまして議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日は2番の高橋会長代理と7番の眞壁委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【審議事項】

○小野寺会長

それでは始めに審議事項（1）「遊漁規則の改正について」を上程いたします。県から御説明いただきます。

○水産業振興課 松浦課長

第5種共同漁業権の免許を受けている内水面漁業協同組合は、その区域内において漁業を行う場合、漁業権行使規則を定める必要があります。また、遊漁行為を制限、管理する場合には、漁業法第170条第1項の規定により遊漁規則を定め、知事の認可を受ける必要があります。知事が認可するにあたっては同条第4項の規定により、内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要があることから今回御審議いただくものです。詳細は担当より説明いたします。

○水産業振興課 深澤技師

資料おめくりいただきまして1枚目を御覧ください。こちらは知事から当委員会会長宛の諮問文書の写しとなっております。

ページおめくりいただきまして2ページ目を御覧ください。こちらが今回お諮りする遊漁規則改正の概要資料となっております。

まず、1概要についてですが、今回改正が予定されておりますのは鳴瀬吉田川漁業協同組合の内共第14号および第15号第5種共同漁業権遊漁規則でございます。令和7年12月15日付けで変更認可申請書の提出があったことから、漁業法の規定に基づき委員会の意見をお聞きするものです。

2番変更内容でございますが、変更点が2点ございまして1点目が遊漁料の増額、2点目がわかさぎを対象とした遊漁料の設定でございます。まず1点目の遊漁料の増額についてですが、現在、内共第14号、第15号ともに手釣り、竿釣りの日釣り券が2,000円、年券が6,000円で販売されているところ、年券を1,000円増額する形で7,000円に変更、投網について現在年券が7,000円で販売されているところ2,000円増額する形で9,000円に変更が予定されております。また、表の右側に参考として記載しておりますが、組合員の行使料についても増額が予定されております。変更点の2点目、わかさぎを対象とした遊漁料の設定についてですが、内共第14号においてわかさぎのみを対象とした1,000円の日釣り券、3,000円の年券を新たに設定するというものです。

続いてそれぞれの変更理由を説明させていただきます。まず、遊漁料の増額についてですが、鳴瀬吉田川漁協では平成26年に遊漁料及び行使料を改定して以降、料金の変更を行わず運用を続けて来ました。しかし、近年、組合員や遊漁者の減少に伴う収入の減少や、稚魚代の高騰に伴う経費の増加によって増殖事業が赤字となっているということです。遊漁料の値上げは遊漁者離れにつながる恐れがあるということでこれまで平成26年以降値上げは行っていなかったのですが、漁業権の免許条件でもあります増殖事業を安定的に継続していくためには事業赤字の改善が必要であることから、遊漁者の負担が大きくなりすぎない範囲での遊漁料の増額を行うものです。3ページ目上段に参考として表を載せておりますが、組合員数や遊漁券の購入者数は平成26年と比較し減少しております。また、放流数量と稚魚代から1尾あたりの稚魚代を計算しておりますが、こちら年によって放流する種類、量が変わってくるので正確な比較ではないのですが、1尾あたりの稚魚代は全体で見ると平成26年と比較し2倍以上になっております。続いてわかさぎを対象とした遊漁料の設定理由ですが、内共第14号に含まれる宮床ダムや南川ダムでは冬季にわかさぎ釣りが行われています。現在わかさぎ釣りをする場合にはわかさぎ釣りのみを行いたい場合でも通常の日釣り券または年券を購入しなければならず、わかさぎ釣りのみを行う遊漁者からは専用の遊漁券の新設を求める声が寄せられているそうです。このため10月～2月のわかさぎ釣りに特化した安価な遊漁料を新たに設定し、通常遊漁券購入者に加えてわかさぎ釣りの利用者を取り込み収益性の向上を図るものです。なお、通常遊漁券でもこれまでどおりわかさぎ釣りを行うことは可能ですので、通常年券を購入しているという方にも不利益は生じない形になっております。

続いて4番、変更認可における判断基準に移りますが、漁業法の第170条におきまして、遊漁を不当に制限するものではないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当であるものであること、この2点を満たす場合は遊漁規則を認可しなくてはならないとされています。遊漁を不当に制限するものではないこととはどういうことなのかについて参考として水産庁の技術的助言の抜粋を記載しておりますが、解禁日や終漁日等の期間、遊漁の区域、漁具漁法、魚体の大きさや採捕数これらを遊漁を不当に制限しない範囲で定めなくてはならないとされています。

ページおめぐりいただきまして4ページ目を御覧ください。5変更認可における判断ということで今回の変更に関する県の判断を記載しています。まず、遊漁を不当に制限するものではないことに関してですが、今回の変更は遊漁期間や区域、漁法等についての変更ではないため、遊漁の不当な制限に該当せず、問題はないと判断しております。続いて遊漁料の額が増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであることについてですが記載のとおり手法で額の妥当性を判断しています。表を用いて説明させていただきます。まず4ページ目の表4を御覧いただきたいのですが、こちらで全体の採捕尾数から漁場利用度をして算定しています。まず、表の1段目に年間の採捕尾数を記載しております。こちらは令和7年における推定ですが、組合員の釣り、投網、遊漁者の釣り年券購入者、投網の年券購入者、釣りの日券購入者がそれぞれ年間何尾採捕しているのかを推定し、全体で29万2千496尾採捕しているだろうという結果が出ました。この全体の採捕尾数において

それぞれがどのくらいの割合を占めているかというのが、表2段目の漁場利用度でございまして、遊漁者全体で全体の77%を占めているということがわかりました。そしてその下、増殖事業に要した経費として、およそ1,100万円増殖事業に要するという見込みがあるのですが遊漁者全体でその77%の額である852万1千円を負担するべきだと算定しております。続いて5ページの表5を御覧ください。表の一番上ですが、先程説明しましたとおり遊漁者全体で852万1千円を負担すべきということを改めて記載しております。続いてその下、遊漁者のみで考えた漁場利用度を記載しておりますが、遊漁者全体の採捕尾数を100%としたときに釣りの年券の購入者、投網の年券の購入者、釣りの日券の購入者の採捕尾数がどの程度の割合になるのかを記載しております。この割合と遊漁者全体で負担するべき852万1千円からそれぞれが負担するべき金額を算定したのが3段目です。そしてその額を購入者数で割ることで一人あたりが負担するべき金額を算定しました。それが表の5段目です。釣りの年券の購入者は一人11,143円、投網の年券購入者は15,178円、釣りの日券購入者は561円負担するべきだという結果がでました。表のその下に現行の料金および変更後の料金を記載しておりますが、今回変更が予定されている年券については負担するべき額を下回った額であるため値上げは妥当であるという判断をしています。続いて表6でわかさぎの購入者が負担するべき額の算定を行いました。変更後の釣りの遊漁料金、年券7,000円、日釣りが2,000円となりますが、通常の遊漁券は1年間使用できるのに対し、わかさぎを対象とした遊漁券は使用できる期間が5ヶ月間となっておりますので、通常の料金の12分の5した額を表の4段目に記載しています。その結果、年券が2,917円、日券は833円となりますので、組合が予定している年券3,000円、日券1,000円は妥当であると判断しています。以上から今回の遊漁料の増額およびわかさぎを対象とした遊漁料の設定は妥当であると県としては判断いたしました。

最後に今後のスケジュールでございまして、本日、承認をいただきましたら来年1月中旬に変更認可し、1月下旬に遊漁規則の公報掲載を予定しております。

資料6ページには参考法令、7ページ目以降は申請書・申請理由書の写し、新旧対照表、変更後の遊漁規則をつけておりますので後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願い致します。

○小野寺会長

ありがとうございます。ただいまの説明に対する御意見、御質問はございませんか。

私は遊漁者ですので、値上げには基本的に反対したいところですが、最近の物価高騰を考えれば、遊漁料だけを据え置くという議論は成り立たないだろうと当初から考えておりました。

よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

それでは異議なしと認め、令和7年12月19日付け水振第636号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○小野寺会長

次に審議事項(2)「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」を上程いたします。事務局から説明願います。

○事務局 深澤技師

資料おめくりいただき1枚目、コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)についてと記載された資料を御覧ください。こちらは委員会指示の概要を簡単にまとめたものでございます。

まず、経過といたしまして平成15年に国内でコイヘルペスウイルス病が確認されて以降、だんだんと拡大いたしまして、国内では平成16年にピークとなっております。これを受けまして、同じ平成16年に宮城県でも初めて委員会指示を発出しております。そしてその年、平成16年に角田市のため池で、本県で初めてコイヘルペスウイルス病が確認されました。その後平成19年までの間は本県で毎年コイヘルペスウイルス病が発生しておりました。その後は一旦落ち着きましたが、平成27年に8年ぶりに七北田川水系の梅田川で発生が確認されておりそれ以降の発生はございません。

2のコイヘルペスウイルス病の発生状況ということで、本県の発生経過については別添資料のとおりと記載しておりますが、8ページ目に本県の発生状況を載せております。先ほども申し上げましたとおり本県においては平成27年度以降発生していない状況にあります。本県では水域について水系毎に既発生水域と未発生水域に分けておりますけれども、既発生水域となっているのが、北上川水系、名取川水系、七北田川水系、阿武隈川水系の4水系となっております。鳴瀬吉田川水系、三陸水系については発生は確認されておりません。

3の委員会指示についてですが、本委員会指示につきましては、県内のコイヘルペスウイルス病のまん延を防止するために、持ち出しの禁止、移植の制限、放流等の制限を行う内容となっております。平成16年以降、毎年継続して発生して発出されているものでございます。全国的にコイヘルペスウイルス病の発生状況を見ますと減少傾向ではありますが、依然として継続して発生しているという状況でございます。本県では平成27年以降発生していませんが、隣県を見ますと山形県で今年度にも発生しております。このような状況の中で県内では現在まで発生が確認されていない三陸水系や鳴瀬吉田川水系もございまして、今年度も引き続き委員会指示を発動して拡大、まん延防止を図っていきたく考えているところでございます。

具体的な委員会指示の内容につきましては、次ページ以降で説明いたしますけれども、変更点につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに期間を変更ま

た、左横書き化とそれに伴う形式の変更、用字・用語の整理をしております。

5の適用除外ということで、やむを得ない理由がある場合には、この委員会指示の持出しの制限などを適用しないということを規定の中に含んでおります。その適用除外をする場合には、委員会の承認が必要となっております。この承認の手続きについては別途手続き要綱というものを定めて実施しているのです、こちらも後ほど資料に基づき御紹介いたします。

2ページ目、3ページ目を御覧ください。今回の委員会指示の新旧対照表となっております。左側が新で、右側が旧となっております。下線を引いてあるところが変更点となっております。

4ページ目に変更後の委員会指示の案となっております。こちらで委員会指示の内容を御説明させていただきます。1の指示の内容ということで、指示の内容は3つございます。まず、(1)持出しの禁止ということで、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面におきまして、コイヘルペスウイルス病が発生した時はこいを持ち出してはならないとなっております。(2)移植の制限ということで、こいがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められる時、この水域からこいを移植してはならないというものです。(3)放流等の制限ということで、こいを増殖の目的で公共用水面に放流しようとする時には、条件付きで認めるということで、その条件について記載している条項でございます。放流しようとするときは、(ア)から(ウ)の要件すべてに該当していることを確認しなければならないということで、(ア)が汚染水域由来でないこと、(イ)が汚染水域由来のこいと水を介して接点がないこと、そして(ウ)がPCR検査で陰性が確認されたこい群であること、この3つすべてを満たした場合に放流してよいということになっております。それから4番の適用除外ということで(1)から(3)までの指示につきましては、内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは適用しないとなっております。

5ページ目が4の但し書きの適用除外の部分でございます。適用除外を受けるにあたりまして、委員会の承認が必要ということで、承認手続きを制定して処理することとなっております。適用除外を受けようとする時には、第2条のところでございますけれども、委員会に承認申請書というものを出示していただきまして、それを受けて、委員会の中で審議をいたしまして、承認を得ることとなっております。ただ、緊急の場合には委員会を開催せずに、書面により各委員に意見を聴き、全委員の2分の1以上の承認が得られた場合は、委員会の承認が得られたものとするものと定められております。

6ページでございます。承認につきましては、あ熊でも委員会で審議いただいて、判断していただくものですが、やむを得ない理由がある場合、PCR検査で陰性を確認するという条件、同じ水系内での持出し・移植であること、その手法としてコイヘルペスウイルス病が他にまん延する恐れがない手法が取られている、このような条件を全て満たした時に委員会にお諮りするという目安を設けてございます。

7ページ目でございますけれども、委員会指示の内容のイメージとなっております。委員会指示の1に係るところが、一番左側の水系Aでして、コイヘルペスウイルスが確認

された水系に関しては、こちらからは持ち出しができないということで、他の水域に移すこともできない、非適用水面ということで川につながっていない独立した養魚場などにも持ち出すことはできない、家に持って帰ることもできないということになっております。指示2の移植、放流してはならないという部分に関しては、真ん中の水系Bでございまして、コイヘルペスウイルスの疑いがある時は、家への持ち出しは制限されていないのですが、水系外への移植放流はできないとなっております。委員会指示3の放流等の制限、条件付きで放流できますというところがございますけれども、こちらが一番右側の水系Cでございまして、こちらにつきましては、コイヘルペスウイルス病の確認がない水系Cからは条件を満たせば、移植放流が可能というようなことになっております。

8ページ目を御覧ください。こちらが本県のコイヘルペスウイルス病の発生状況をまとめたものでございます。(1)は養殖場等、(2)が天然水域、河川湖沼等ということになっておりまして、表の一番下の平成27年に梅田川で発生が確認されたのを最後に、本県では感染が確認されていないという状況でございます。下の図で色を付けているところが既に確認された水域で、白い部分は発生が確認されていない水域となっております。

資料の9ページ目は、農林水産省が毎年発表しております全国のこいヘルペスウイルス病の発生状況でございまして、平成15年以降、令和6年12月までの、全国での発生状況をまとめたものでございます。右から二番目の合計欄を見ていただきますと、だんだん減少傾向ではあるものの、一番下の令和6年の合計というところを見ますと、全国で23件の発生があるという状況でございます。

資料10ページ以降は、農林水産省で出しているコイヘルペスウイルス病防疫指針というものでございまして、養殖生産におきましてコイヘルペスウイルス病を防疫するための措置についての指針となっております。養魚場などで発生した場合には、この指針に基づきまして処分であるとか消毒であるとか、そういったところを対策していくというようなことになっております。

説明は以上でございます。今年の委員会指示の継続の発動について御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。御質問、御意見はございますか。

例年どおり日付を更新する内容ですので、原案どおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

それでは「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」は、原案ど

おり発動することに決定いたします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

【報告事項】

○小野寺会長

それでは次に報告事項に移ります。報告事項（１）「令和７年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」を事務局から説明願います。

○事務局 永木技術主任主査

１ ページ目を御覧ください。東日本ブロック協議会は北海道、東北、関東の内水面委員会を有する１３都道県で構成され、毎年１０月から１１月頃に持ち回りで開催されています。ここでは全国の連合会が国に対して行う提案書の取りまとめに向けた協議などが行われます。今年は１０月２８日、２９日千葉県千葉市で開催され、小野寺会長と私で参加してまいりました。

会議の概要でございますが、まず令和８年度提案項目（案）についてということで、来年度の中央省庁への提案項目案について検討が行われました。アということで、漁場管理対策検討会というものが全内漁管連の検討組織になるのですが、こちらの結果について全内漁管連の事務局である長崎県より報告がありました。続いてイということで、提案項目（案）に係るアンケート調査結果についてということで、１０月の委員会で宮城県からの回答案として御審議いただき回答したものでございますが、各県からのアンケート結果ということで報告がございました。ウ提案項目（案）の検討及び追加提案項目についてということで審議がございました。提案項目（案）と意見については事前に照会がございまして本県からは特に意見は出しておりませんでした。東京都や千葉県から提出がございまして、その内容について提案県より説明がありました。追加提案項目については概ねそのとおり第２回の検討会に提出されることとなりましたが、「河川湖沼環境の保全及び啓発について」のうちの河畔林に関する記載の追加については検討の結果、取り下げとなっております。第１回の検討会で幹事県である鹿児島県からは提案項目が年々増加しているため、項目の削減や説明の明確化を行うべきとの提案がありました。これについて幹事県である鹿児島県の事務局において案を作成し第２回の検討会で議論されることとなりました。

２ ページ目に移ります。東日本ブロック協議会内での照会、協議事項ということで事前に茨城県よりナガエツルノゲイトウの駆除に関する照会がありましたので各県の回答の紹介がありました。

次に、次回東日本ブロック協議会の幹事県についてということで、次回の協議会は岩手県での開催と決定しました。

その他については特にございませんでした。

会議後には研修がございました。まず水産庁管理調整課の鶴澤課長補佐様より「オオ

クチバス等に係る防除の指針の改定について」の解説がありました。国で作成しておりますオオクチバス防除指針がありますけれども、こちらが改正されたということで改正のポイントについて解説がありました。また、その他の話題提供ということで全国内水面漁業振興大会が石川県で開催されておりまして、その中で出たコクチバスの違法放流対策について紹介がありました。また、環境省においてレイクトラウトとブラウントラウトを総合対策外来種に指定することが検討されているとの情報提供もありました。また、県の事務局に向けてですけれども免許中の漁場計画の変更についてということで、手続きや考え方について紹介がありました。2つ目の議題として水研機構の中村研究員よりあゆと溪流魚の費用対効果の高い増殖方法および都道府県の増殖指針の先進事例ということで講演がございました。費用対効果の高い増殖方法ということで、あゆの早期小型放流の勧めであるとか、溪流魚については稚魚放流はなかなか費用対効果が見込まれないという話がありました。これらのノウハウはマニュアルとしてHPで公開されているためぜひ各漁協で御参照くださいとのことでした。また、現在、各県の増殖指針、目標増殖量について分析をしているということでした。漁業権の免許事務に関しては、都道府県の自治事務であるので都道府県はもっと独自色を出した増殖指針を策定すべきであるという意見がありました。

翌日は現地研修ということで、千葉県の内水面水産研究所の視察や印旛沼の環境再生プロジェクトについての話を伺いました。

資料3ページ以降に東日本ブロック協議会の資料、研修会の資料、2日目の現地研修の資料を添付しておりますので後ほど御確認ください。以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。御質問等ございませんか。

なければ本件はこれまでとします。

○小野寺会長

次に報告事項(2)「カワウの食害による漁業被害対策について」を県より御説明願います。

○水産業振興課 深澤技師

資料おめくりいただきまして1ページ目を御覧ください。1県内のカワウ管理体制ということでおさらいも含め記載しております。当県では、カワウ個体群を効果的に管理し、カワウによる漁業被害の防除・低減を図るために、令和3年3月に宮城県カワウ対策協議会を設置し、同年4月に宮城県カワウ適正管理指針を策定しました。そして同協議会において内水面漁協や大学等の機関と連携しまして効果的な検討を進めているところです。そして令和6年4月に令和16年3月までの10年間を計画期間とする指針の第2期を策定しました。(1)カワウ管理の目標ということで記載をしておりますが、第2期の管理指針において、計画の期間中、つまり令和16年までに被害を与えるカワウの令和5年の約1,000羽から500羽まで半減させることを目標としております。その下(2)カワウ管理体制と

いうことで表を載せておりますが、関係機関連携のもと対策を行っているところです。

続いて2県内のカワウ生息状況ということで、現在の状況を簡単に御説明いたします。自然保護課の方で毎年、春、夏、冬の3回、ねぐら、コロニーにおいて生息数調査を行っております。ページおめくりいただいて2ページ目に今年度の結果を記載しております。今年度春は3,611羽、夏は2,916羽という結果が出ておまして、年度や季節による変動はありますものの個体数は近年増加傾向にあります。ページ中程にコロニー・ねぐらの調査地点、カワウ個体数の推移、営巣数の推移の図を載せております。

続いて3番漁業被害の状況に移ります。平成30年度から名取川水系においてカワウの胃内容物調査を実施しておまして、主にあゆ、さけ稚魚の食害が確認されております。あゆについては放流時期から産卵時期に至るまで被害が発生しておまして、令和6年度のアユの推定被害額は1,981万円でした。さけ稚魚については令和5年2月における調査では約34万8千円と推定されましたが、令和6年2月、令和7年2月の調査では被害は確認されませんでした。また令和6年度から県内他水系における漁業被害を確認するためにカワウの糞を用いたDNA分析によりまして食害魚種を特定する調査を行っているところです。

続きまして4番カワウ被害対策の現状に移ります。カワウによる漁業被害への対策は、全国的に見てもまだ歴史が浅く確率された技術が十分ではない現状にあります。また、ねぐらやコロニーにおいて無計画に駆除や追い払いを実施した場合、群れがほかの地域へ移動し、分散してしまうことで結果として個体数の増加であったり新たな被害発生につながる恐れがあります。このため、場合あたりの対策は実施できず、漁協等においても十分な対策が行えていない状況にあります。そこで、県では今年度より予算を拡充しまして県が主体となりドライアイスを活用した繁殖抑制やシャープシューティングによる捕獲など先進的な対策を試験的に実施したところです。また、漁業等が行う個体群管理や被害防除に要する経費への補助も実施しております。

3ページの方に、ドライアイスによる繁殖抑制対策とシャープシューティングによる捕獲の結果を記載しております。まずドライアイスを用いた繁殖抑制についてですが、これはカワウの巣にある卵にドライアイスをかけて不活化させ、繁殖を抑制するというものでして、単に卵を取り除いてしまうとカワウは再度、卵を産み直してしまいますので、見かけ上は通常な卵の状態のカワウは暖め続けるが実は中身は死んでいて孵化はしない、結果、繁殖が抑制されるというものです。今年度は4月14日に江合川のコロニーで実施し、確認できた105個の卵のうち87の卵に対して処理を行いました。続いてシャープシューティングによる捕獲の結果ですが、まずシャープシューティングとは何かといいますと、カワウは普段は警戒心が強く人が近づくとすぐに逃げますが繁殖期になると巣に執着するという性質があります。繁殖期になると通常時よりも人が近づけるようになりますので、その時期に巣にいるカワウ、特に親個体を選択的に狙って捕獲するという手法です。巣に執着するとはいいつつも大きな音を出すと逃げてしまいますので銃は散弾銃と比較し音が小さな空気銃を使用します。このシャープシューティングについて今年度は4月に1回、5月に2回の計3回、松島の青鰻島、焼島で実施おまして、カワウ105羽を捕獲しております。

最後に5番来年度の対応方針を簡単に記載をしておりますが、予算次第にはなるのですが、従来からの取組を継続するとともに、ドライアイスによる繁殖抑制やシャープシューティングの試験を実施したいと考えております。説明は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。

御意見や御質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは本件は以上といたします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

【その他】

○小野寺会長

その他として高橋会長代理よりいただいた資料について説明をお願いします。

○高橋会長代理

簡単に説明させていただきます。私はシナイモツゴ郷の会という NPO で活動しており、毎年秋にシンポジウムを開催しております。こちらがシンポジウムの要旨集ですが、今年は11月22日に開催しました。第21回ということでだいぶ長く続けておまして、全国から講師を呼び講演をいただいております。最近は温暖化の話題を取り上げております。私たちが保全の対象としている里山のため池も温暖化の影響をかなり受けており様々な生き物が死んでおり、全国的な問題となっています。温暖化による様々な問題への対策について意見交換を行っています。温暖化で一番に影響を受けているのがさけです。これについて気仙沼水産試験場に5年ほど勤務をし宮城のさけの研究をしていた北海道大学の帰山名誉教授の講演内容を紹介します。

まず1ページ目の図1のグラフを見ていただきたいのですが、こちらは海水面の地球全体の平均水温です。1900年頃から2023年までの推移を示したものです。右肩上がりに上昇していますが、特に2020年以降急上昇しています。我々も日常生活で実感しているところだと思います。

続いて図2ですが、国際的なさけの漁獲状況を示しています。A、B、C、D、Eとありますが、BとCがロシアとアラスカ、かなり高緯度の寒い地域のものですが、特にロシアでは最近でも急上昇しています。一方アラスカは横ばいです。日本は2000年頃から急激に減少しています。これは日本だけではなく、カナダでも同じように減少しています。

続いて図4のAですが、放流された幼魚が沖合に移動していくサイズと回帰数の関係を示しています。やはり沖合移動する際に小さいと回帰率が低い、移動する際に大きいと回帰率が高いという傾向が分かります。それからC、D、Eと右側にありますが、Cが春の表面水温の平均値とさけ幼魚の沿岸滞在期間の関係を示しており、青が平均水温、赤が滞在期間を示しています。水温が上がると沿岸に滞在する期間が短くなるということが分かります。Dは沖合の移動サイズですが、年々小型化しています。水温上昇に追われるように小型で沖

合に移動しています。Eはそれに伴って回帰率が下がっていることを示しています。

図5はベーリング海のロシア系のからふとますが非常に増えているとのこと。これにかなりさけが負けているということでBが勝ち負けのグラフですが、最近では負けている回数が非常に多くなっています。

続いて図6ですが、北海道、本州、カナダにおける回帰率を示しています。北海道では青が太平洋側、赤が日本海側でそれぞれの差が分かると思います。本州の方では1990年代後半から太平洋側で急激に減少していることが分かります。減少率が右側真ん中のグラフで示されていますが太平洋側で減少率が高いことが分かります。カナダについても同様な傾向があることが記載されています。

その下は以前もお話した、縄文遺跡からさけが出てきておりそれを調べたものです。この地図の左側は縄文時代の古い時期です。緑色のものは縄文海進、温暖化が進んで海の水位が上がってかなり陸地が海になった時期のものです。この時期の宮城県や岩手県の貝塚からは遺存体が出てきません。日本海側の北海道、青森では遺存体が出現しています。この時期にはかなり宮城県、岩手県ともに人口が増えつつあり、様々な場所で貝塚が増えつつあったのですが、さけの出現が全くないということで、縄文海進が進んだときは岩手県、宮城県からはさけが消滅したと考えられています。ところが5,000年ほど前、寒冷化してくると北陸、北海道全域でさけが獲られるようになりました。そういうことで今の時期が縄文海進の時期に近づいてきているのではないかというのが帰山氏の考えです。この縄文海進の時は1,000年に1度くらいの温度上昇がありましたが、近年は100年に1度、2度水温が上がって来ているので比べものにならないくらいさけが急速に減少しているのではないかということです。これに対する対処法が7ページ目です。左側のグラフが遺伝的な多様性を示したのですが、孵化場魚を示した赤いグラフは非常に幅がせまくなっています。どうしてもふ化場の魚は管理しやすく盛漁期を中心に獲ったものを飼育していますが、野生魚はそういった選別が全くないので、広範囲あるいは長期間残ってきたものが産卵しているということで、ふ化場で育てたものが多様性に乏しく温暖化に対してもかなり弱いと考えられています。私の方からも30年ほど前にさけの調査を実施し、5月頃に牡鹿半島や歌津で定置網を見ると15cm以上あるような大きなさけも見られました。そのような魚はかなり早い段階で遡上をしており、天然産卵したものだろうと考えられます。ふ化場から放流したものがそこまで大きくなることはないと思います。そういうことで非常に多様性に富んださけにしていくことが重要で、ふ化場に頼っていただけではだめだということで、むしろ天然産卵させた方がいいのではないかというのが彼の意見です。ただ放流するだけでなく、保護区を設定し遡上したものを産卵しやすくする、保全していくということをするべきだということです。一昨日、岩手県の久慈川の組合もさけの不調で今年ふ化放流をやめて解散するというので組合長が悔しそうに語っているのを聞きました。宮城県もかなりそういう状況に近づいておりますので、ふ化放流をどうしてもやめなくてはならないのであれば、産卵場を保全していくことで将来に向けてそういう遺伝資源を保つことにつながるかもしれない。これはかなり経済的で難しくはないことかも知れません。選択肢の一つとして対策を考えた方がいいと思います。以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。天然産卵の重要性は以前から指摘されてきましたが、日本ではなかなか進んできませんでした。放流をやめた河川で、遡上してきたさを禁漁にすることは簡単にできると思います。しかし、長年、人工の稚魚の放流を続けてきた中で遺伝の多様性は簡単に戻るのかという心配があるのですがいかがでしょうか。

○高橋会長代理

大河川の場合は取り残しもありますので、戻る可能性はあると思います。定置網に入る大型魚も取り残しが天然産卵していたのかと思っております。これを組織的に自由に上らせて産卵場を整備するというをすればかなり多様性を持った遺伝資源が確保できるのではないかと考えています。ただやめるというは抵抗がありますのでそういった方向でやっ
ていこうとすれば社会的にも理解されやすくなると思います。

○小野寺会長

ふ化放流をやめた河川で自然産卵を推進するというのは意外と可能性があって、やっていると
いところでききなりやめて自然産卵させろというのは反対が多いと思いますが、そういった河川に禁漁にして自然産卵させるというシステムを作ってしまうばありかもしれませ
ん。

○小野寺会長

その他、何かございますか。

○菅原^{はじめ}元委員

前回の委員会で追波川でのしらすうなぎのサンプリング調査の話があったかと思いますがその結果は分かっているのでしょうか。

○水産業振興課 時田総括技術補佐

11月7日に北上川の河口付近で水産技術総合センターと東部水産漁港部と当課で調査を実施しましたがしらすうなぎは確認できませんでした。県南の許可が始まる2月、3月に再度調査を実施したいと考えています。11月に見えたという情報が漁協からはあったのですが、しらすうなぎではなくごかいがたくさん寄ってきたという話でした。2月3月に調査しましたら内水面委員会の方で報告したいと思います。

○菅原^{はじめ}元委員

11月に見えるという組合からの話だったのでサンプリングしたらいいのではないかとの話だったと思います。今現在の相場としては昨年より安い状況です。12月に入りバタバタと獲れている訳ではないと思うので池入れ量が十分なのだと思います。茨城あたりでは

100万という話も聞きますが大量に獲れている訳ではないと。宮城県の場合は2月からの解禁になりますので、ましてや今まで獲ったことのない場所でも獲れるのであれば値段がうんと高くななくてもそこその値段でも量が獲れれば生業として成り立つと思いますので継続的にサンプリングは実施した方がいいと思います。

○小野寺会長

新しい漁場と時期の確認両方やらなくてはいけないということですね。

○菅原^{はじめ}元委員

12月から正式に採捕ができるはずなのでその際にやっていただくとか、大変でしょうけど2、3年かけて調査を行い、漁業としてできるのか確認することは漁業者にとってはいいことだと思います。

○水産業振興課 時田総括技術補佐

御意見を参考に、関係機関と連携して調査を進めてまいります。

○小野寺会長

その他、ありますか。県の方からよろしくお願いします。

○事務局 武山総括課長補佐

事務局から次回の内水面漁場管理委員会の開催日程について御連絡します。次回の委員会の開催は、3月中旬を予定しております。開催日時など確定次第連絡いたしますので、よろしくお願いします。

○小野寺会長

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

— — — — 委 員 会 終 了 — — — —

《議決（決定）事項》

議題

審議事項

- (1) 遊漁規則の改正について
- (2) コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について

報告事項

- (1) 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
- (2) カワウの食害による漁業被害対策について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

小野寺 秀也

署名委員

高橋 清孝

署名委員

眞壁 一良

書 記

深澤 航太